

！ご注意ください！

**不動産の鑑定評価に関する
法律の改正により
不動産鑑定士[※]の登録申請等
の窓口が変わります。**

都道府県経由事務の廃止にともない、

令和2年9月10日から、

各種申請書・届出につきましては

**関東地方整備局建政部建設産業第二課に
原則郵送にて提出してください。**

**※不動産鑑定業者については、引き続き都道府県の
不動産鑑定事務担当課を経由して提出してください。**

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館6階

関東地方整備局 建政部

建設産業第二課 鑑定評価指導係 宛